

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向 I 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標とおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課				
施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援 市民が条例への関心と理解を深める等により、子どもの権利に関する意識が普及するため、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。	(1)子どもの権利に関する広報 子どもの権利についての関心と理解を深めるために、子どもの権利に関する広報・啓発事業等を市と市民の協働のもとに行います。	①	5案		1	かわさき子どもの権利の日事業	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第5条に定める「かわさき子どもの権利の日」（11月20日）事業として、イベントの実施等を通して広く子どもの権利について市民等の関心と理解を深めます。 ■事業概要：学校、PTA、青少年団体等で構成する実行委員会を中心に、市民と行政で協働し、子どもが参加して、子どもの権利をおとなも子どもともに体験できるような、子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を：11月20日（かわさき子どもの権利の日）前後1か月間実施します。	「かわさき子どもの権利の日をついで」を高津市民館で行いました。メインイベントとして大会議室で午前には子どもの権利に関する映画上映会、午後は川崎市文化大使のMAITSUさんと福田市長の子どもイベントを開催しました。随室でも様々な企画を実施し、イベントを通して、子どもの権利について普及啓発を行うことができました。 「市民企画事業」では、市内を拠点に活動をする13団体の参加が得られ、市内各地でイベントが開催されました。また、市立図書館と子ども夢パークと連携して、子どもの権利に関する図書コーナーの設置や、子どもの権利の掲示物の作成等を行うことで、子どもの参加者以外にも子どもの権利を広く知ってもらう機会となりました。	「かわさき子どもの権利の日をついで」を中原市民館で行いました。メインイベントとしてホールで短編映画上映会としてアニメーション作品を上映したほか、市制100周年を機会に川崎市とうんこドリルがコラボして作成した「子どもの権利×うんこドリル」を活用したステージショーを行いました。随室でも様々な企画を実施し、イベントを通して、子どもの権利について普及啓発を行うことができました。 「市民企画事業」では、市内を拠点に活動をする12団体の参加が得られ、市内各地でイベントが開催されました。また、市立図書館と子ども夢パークと連携して、子どもの権利に関する図書コーナーの設置や、子どもの権利の掲示物の作成等を行うことで、子どもの参加者以外にも子どもの権利を広く知ってもらう機会となりました。	「かわさき子どもの権利の日をついで」を高津市民館で行いました。メインイベントとして大会議室で午前には子どもの権利に関する映画上映会、午後に短編映画上映会としてアニメーション作品を上映しました。随室でも様々な企画を実施し、イベントを通して、子どもの権利について普及啓発を行うことができました。 「市民企画事業」において、様々な市民団体と連携して広報・啓発を進めることで、様々な年代に幅広いアプローチを実施できました。	学校への広報にあたり、チラシ配布と併せてより効果的な手法を検討し、さらに多くの市民に参加してもらえるように改善する必要があります。 市民企画事業の実施について、新規団体の参加や様々な手法での事業実施が増えていることを踏まえ、改めて実施要領等を整理して「子どもの権利条例」との関連性の整理等に取り組みます。 「子どもの権利条例」の認知度を高めるだけでなく、一人ひとりが子どもとの権利について考え、理解を深めてもらえるよう取り組みます。	C	こども未来局	青少年支援室						
		②					子どもの権利に関する理解と関心を深めるため、条例の認知度を上げるとともに、条例や子どもの権利の内容について、パンフレットの頒布や講師派遣、親子向けイベントでの啓発活動等さまざまな媒体や手法を用いて子どもやその保護者に対して広報・啓発事業を実施します。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・各種学校の全児童生徒及び市内子育て関連施設等に145,754部一斉配布しました。 また、条例パンフレットを、市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び保育園、子育て関連施設の職員に向けて3,289部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。 またフロンターレとの連携事業では13,200部の配布を行いました。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・各種学校の全児童生徒及び市内子育て関連施設等に145,754部一斉配布しました。 併せて、市内全小学校118校の新生1年生向け学校説明会の際に15,092部配布しました。また、川崎フロンターレとの連携事業において、832部配布しました。 また、条例パンフレットを、市内子育て関連施設等に636部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。 市制100周年を機会に川崎市とうんこドリルがコラボして作成した「子どもの権利×うんこドリル」を各イベントや市内子育て関連施設等に12,560部配布しました。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・各種学校の全児童生徒及び市内子育て関連施設等に134,180部配布しました。 併せて、市内全小学校117校の新生1年生向けに広報を行うため、入学前学校説明会の際に15,092部配布しました。 また、市制100周年を機会に川崎市とうんこドリルがコラボして作成した「子どもの権利×うんこドリル」を、川崎フロンターレとの連携事業において867部配布しました。 さらに、条例パンフレットを市内子育て関連施設等に327部配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。	毎年同時期に配布することで「かわさき子どもの権利の日」を意識する良い機会となっています。また、小学校入学直前のタイミングでも配布することで、保護者に対して改めて子どもの権利を知らせることに努めながら、広く認知されるように取組が進められています。 各種広報資料を学校やイベントで配布することが親子で子どもの権利について話し合うきっかけとなり、子どもだけでなく保護者にも効果的に啓発を実施することができました。	マンガ入りリーフレットの内容について、細かい文言は毎年更新しているもののイラストやマンガの内容の大幅な更新がはばから行われていないため、現在の子どもたちの状況に即した内容となるように更新が必要とあります。 また、保護者以外の大人向けにも広く子どもの権利について関心を持ってもらうため、効果的な広報の仕方を検討する必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室					
							2	子どもの権利に関する条例のパンフレットやパネル等による広報	■目的・目標：川崎市子ども会議の活動紹介を通じて、子どもの意見表明権や、社会参画権など、子どもの権利を知る契機としての周知をめざします。 また、川崎市子ども会議の活動の中で、川崎市子どもの権利に関する条例の子どもへの理解促進をめざします。 ■事業概要：川崎市子ども会議の活動内容や委員募集等についてポスター、チラシ、ホームページなどにより広報を行います。 あわせて、川崎市子ども会議の活動の中で、条例や子どもの権利についての関心と理解を深めるための支援を行います。	子ども会議に参加する子どもたちに対して、定例会議の中で、子どもたちが権利について考え、話し合う機会を設けることで、子どもの権利に対する関心と理解を深める支援を行いました。 あわせて、理解を深めた子どもの権利や子ども会議の活動について、啓発活動やシンポジウムなどでの発表などを行いました。 また、カワサキU18の開催にあわせて、子どもの声に対するフィードバックや仕組みの紹介を様々な広報媒体で行うことで、周知を図りました。	子ども会議に参加する子どもたちに対して、定例会議の中で、子どもたちが権利について考える機会を設けることで、子どもの権利に対する関心と理解を深める支援を行いました。 あわせて、子どもたちの権利や子ども会議の活動について、啓発活動やシンポジウムなどでの発表などを行いました。 また、カワサキU18の開催にあわせて、子どもの声に対するフィードバックや仕組みの紹介を様々な広報媒体で行うことで、周知を図りました。	子ども会議定例会議の中で、市関係職員を招き、子どもたちが権利について、さらに詳しく知る機会を設けることで、子どもの権利に対する関心と理解を深めるきっかけづくりを行いました。 あわせて、子どもの権利の啓発活動やシンポジウム等への子ども委員の参加を通して、権利についてさらに理解を深める機会となりました。 また、令和7年度のカワサキU18のテーマが「私たちの『子どもの権利』をもっと大切に!」になったことで、様々な子ども同士や大人とも子どもの権利について話し合う機会を設けることができ、子ども委員以外への周知啓発の機会とすることができました。	市政だよりや教育だよりなどの広報紙に加え、ホームページなどでも子どもの権利と活動内容を周知したことで、子どもたちが子どもの意見表明に関して関心を持つきっかけとなりました。 その結果、年間の延べ参加者数が400人を超え、3年前の延べ参加者数を上回るなどの結果となりました。 また、子ども委員が、子どもの視点で子どもの権利や子ども会議について、様々な機会で開催したことにより、全国的にも先進的な事例として、新聞やラジオ、タウン誌などにも取り上げられ、本市の取組の大切さを周知する機会となりました。	子ども会議の対象は、小学4年生から18歳としており、毎年対象となる子どもが入れ替わります。こうしたことから、チラシの配布や子ども会議の活動を見直し、認知度を向上させる必要があります。	C	教育委員会事務局	地域教育推進課			
									■目的・目標：「川崎市子どもの権利に関する条例」第7条に基づき、学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されることを目的、目標とした取組を行います。 ■事業概要：小学校2～4.6年生及び中学生を対象に、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける「子どもワークショップ」を行う講師を学校に派遣します。また、性的マイノリティの児童生徒への適切な対応及び正しい知識普及を図るため、当事者団体の外部講師を学校に派遣します。	CAPプログラム「子どもワークショップ」を希望する小学校16校、中学校4校の合計20校79学級で実施しました。実施校においては、ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深めいじめの防止につながりました。オンラインや教職員研修で実施した「大ワークショップ」と関連付けることで、学校でCAPに取り組みやすくなる体制を整備しました。さらに、「性的多様性プログラム」として、性的マイノリティの当事者団体を講師に招き、ありのままの自分でいる権利等を考える学習を25校193学級で実施しました。 他にも、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき学ぶ「授業プログラム」を今年度から本格的に始め、小学校6校、中学校2校、特別支援学校1校の合計9校52学級で実施し、自分や友達への権利の大切さについての理解や考えを深めるための授業を実施しました。 教職員への周知を目的に、ライフステージに応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修において、条例の趣旨等を理解するための講話を引き続き実施しました。	CAPプログラム「子どもワークショップ」を希望する小学校14校、中学校5校の合計21校78学級で実施しました。実施校においては、ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何かについて考えました。さらに、「性的多様性プログラム」として、性的マイノリティの講師を招き、ありのままの自分でいる権利等を考える学習を29校152学級で実施しました。 他にも、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき学ぶ「授業プログラム」を今年度から本格的に始め、小学校6校、中学校2校、特別支援学校1校の合計9校52学級で実施し、自分や友達への権利の大切さについての理解や考えを深めるための授業を実施しました。 教職員への周知を目的に、ライフステージに応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修において、条例の趣旨等を理解するための講話を引き続き実施しました。	CAPプログラム「子どもワークショップ」を希望する小学校14校、中学校6校、特別支援学校1校の合計21校80学級で実施しました。実施校においては、ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何かについて考えました。さらに、「性的多様性プログラム」として、性的マイノリティの講師を招き、ありのままの自分でいる権利等を考える学習を37校169学級で実施しました。 他にも、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき学ぶ「授業プログラム」を、小学校9校、中学校1校の合計10校30学級で実施し、自分や友達への権利の大切さについての理解や考えを深めるための授業を実施しました。 教職員への周知を目的に、ライフステージに応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修において、条例の趣旨等を理解するための講話を引き続き実施しました。	3年間を通してCAPプログラムの実施校はほぼ横ばいでありましたが、中学校での実施校は生命（いのち）の安全教育とも関連させながら周知することで、やや増加しました。 性的マイノリティの講師を招いている講演会の実施校は、3年間で12校増加しました。教職員が学校での環境整備を進めることや、性的多様性に関する理解を深めることについて研修を行うことで、子どもの権利保障について考えるきっかけになりました。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」について学ぶ「授業プログラム」は、毎年10校程度の申込があり、条例の理念や子どもの権利について指導方法を工夫し、多くの児童生徒が理解を深めることにつながりました。 ライフステージの研修や人権尊重教育推進担当者研修において、条例の趣旨や子どもの権利に関する理解を深めることができました。	CAPプログラムについては、多くの保護者への子どもの権利の周知を目的に、学校公開日等での大人ワークショップの実施を検討し、実施団体とも連携・協力して実施していきます。 性的マイノリティの講師を招いている講演会については、実施校数が増加していることから、新たに実施団体を選定し、希望する学校の取組状況や、実施団体と連携して児童生徒の理解度等の情報収集を行い、多くの学校の実施につながっていきます。「子どもの権利に関する条例」について学ぶ「授業プログラム」や教職員への周知については、引き続き実施方法や研修内容を検討し、啓発を進めていく必要があります。	B	教育委員会事務局	教育政策室			
							4	権利学習派遣事業	■目的・目標：各学校が人権尊重教育の推進する際の参考資料として活用を図ることを目的、目標としています。 ■事業概要：研究推進校の実践を含めた市立学校の年間の実践活動や人権教育に関する研究大会や行事等の内容を掲載した「人権尊重教育実践集録」を作成し、各学校に配布します。	「子どもの権利学習の実践報告」や「子どもの権利の日をついで」に関する記事の人権尊重教育実践集録に掲載し各学校に配付しました。	「子どもの権利学習の実践報告」や「子どもの権利の日をついで」に関する内容の人権尊重教育実践集録として、GIGA端末情報共有サイトに掲載しました。	「子どもの権利学習の実践報告」については、令和5年度は冊子での配布、令和6、7年度はGIGA端末の情報共有サイトに掲載し、教職員が閲覧できるようにしました。 研修での周知や文書発信等、様々な方法を用いて、学校へ広報することができました。	「人権尊重教育実践集録」の更なる活用に向けて、掲載資料の内容の充実を図るとともに、効果的な周知方法についても検討し、活用を促していきます。	C	教育委員会事務局	教育政策室				
									■目的・目標：子どもたちの豊かな人間関係をつくり、いじめ・不登校の未然防止等を図るための事業を実施します。 ■事業概要：市立学校において、いじめ・不登校の未然防止として、社会性を育成する「かわさき共生・共育プログラム」を実施し、自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルール、SOSの出し方・受け止め方などのスキルを学び、集団づくりを促進します。	「かわさき共生・共育プログラム」の担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重される、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、事業の啓発を継続するとともに「教育だより」などを活用した広報に努めました。 各学校で、昨年度から実施している「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間を含む年間7時間を標準時数としてエクササイズを実施しました。安心して生きる権利の周知にあわせて	「かわさき共生・共育プログラム」の担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重される、仲間と分かち合うことができる」等、それを「仲間と分かち合うこと」ができる等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、「教育だより」などを活用した広報に努める等、事業の啓発を継続しました。 各学校で「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」を含む年間7時間を標準時数としたエクササイズを実施し、安心して生きる権利の周知にあわせて取り組みました。	子どもの権利の学習について、社会的な育成する「かわさき共生・共育プログラム」を実施し、子どもたちが自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルール、SOSの出し方・受け止め方等のスキルを身につけるための学びを推進していく必要があります。	C	教育委員会事務局	総合教育センター					
		(2)子どもの権利学習 子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。					(2)子どもの権利学習 子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。	③	7案		6	かわさき共生・共育プログラム	■目的・目標：子どもたちの豊かな人間関係をつくり、いじめ・不登校の未然防止等を図るための事業を実施します。 ■事業概要：市立学校において、いじめ・不登校の未然防止として、社会性を育成する「かわさき共生・共育プログラム」を実施し、自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルール、SOSの出し方・受け止め方などのスキルを学び、集団づくりを促進します。	「かわさき共生・共育プログラム」の担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重される、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、事業の啓発を継続するとともに「教育だより」などを活用した広報に努めました。 各学校で、昨年度から実施している「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間を含む年間7時間を標準時数としてエクササイズを実施しました。安心して生きる権利の周知にあわせて	「かわさき共生・共育プログラム」の担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重される、仲間と分かち合うことができる」等、それを「仲間と分かち合うこと」ができる等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、「教育だより」などを活用した広報に努める等、事業の啓発を継続しました。 各学校で「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」を含む年間7時間を標準時数としたエクササイズを実施し、安心して生きる権利の周知にあわせて取り組みました。	4月と8月に実施した「かわさき共生・共育プログラム」の担当者を対象とする集合形式の研修や、学校からの要請等による研修において、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重される」等、それを「仲間と分かち合うこと」ができる等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、「教育だより」などを活用した広報に努める等、事業の啓発を継続しました。 各学校で「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」を含む年間7時間を標準時数としたエクササイズを実施し、安心して生きる権利の周知にあわせて取り組みました。	子どもの権利の学習について、社会的な育成する「かわさき共生・共育プログラム」を実施し、子どもたちが自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルール、SOSの出し方・受け止め方等のスキルを身につけるための学びを推進していく必要があります。	C	教育委員会事務局	総合教育センター
													■目的・目標：地域や家庭における「教育力」の向上を図り、大人と子どもが、互いに学び合い、育ち合う中で、地域の一員として活動していく力を培えるようにします。 ■事業概要：子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学校・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学校」の開催に向けた支援を行い、108校で開催しました。また、企業や地域団体等との連携による家庭教育支援講座を実施しました。	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学校」の開催に向けた支援を行い、79校で開催しました。また、企業や地域団体等との連携による家庭教育支援講座に係る周知・相談対応等を行いました。	子どもの理解が深まり、親や家庭の役割を考えると、既存事業に参加できない家庭に対し、企業や地域団体等との連携により学級・講座等を実施するなどのアプローチを続ける必要があると考えました。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課	

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向 I 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標とおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 案文	重点的 取組	Nr	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の 成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅰ 広報・啓発、 学習への支援 及び市民活動 への支援 市民が条例 への関心と理 解を深める等 により、子ど もの権利に関 する意識が普 及するため、 子どもの権利 に関する啓発 イベントや広 報の実施、子 どもの権利の 学習機会の推 進等に努めま す。	(2)子どもの権利学習	③ 親等による家庭 教育の支援、「子 どもの権利に関 する週間」をは じめとする学校 教育、市民館等 での人権学 習等の社会教育 により、子ども の権利に関する 意識の普及等 を推進しま す。	7条	8		社会教育振興事業	■目的・目標：民主主義の精神に則り、平和と基本的人権を尊重し、市民が自らの学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざします。 ■事業概要：教育文化会館や市民館において、平和・人権・男女平等推進学習や青少年教室事業、子育て・共育学習活動などをとおして、共に生きる地域社会の創造をめざす学習事業を実施します。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、436事業を実施し、延べ69,152名が参加しました。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、275事業を実施し、延べ77,240名が参加しました。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共に生きる地域社会の創造に努めました。また、子どもの権利について考えるような学習プログラムを設けました。	人権の尊重に関する学習等を行い、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共に生きる地域社会の創造に努めました。また、子どもの権利について考えるような学習プログラムを設けました。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課		
							■目的・目標：学校における子どもの権利学習を推進します。 ■事業概要：川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習検討委員会)の事業として、小学生版・中高校生版の「子どもの権利学習資料」を作成し、市内公立小学校と中学校及び教職員に配布して、子どもの権利学習を推進します。	川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習検討委員会)の事業として、小学生版「かがやき」「みんな輝いているかい」と中高校生版「わたしもあなとも輝いて」の子どもの権利学習資料を作成し、市内公立学校の小学1年生と5年生、中学1年生及び教職員に配付しました。GIGAスクール端末を活用し、権利学習のカードを電子化することで、授業で活用しやすくなるよう改善しました。	川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習検討委員会)の事業として、小学生版「かがやき」「みんな輝いているかい」と中高校生版「わたしもあなとも輝いて」の子どもの権利学習資料を作成し、市内公立学校の小学1年生に配付しました。「みんな輝いているかい」「わたしもあなとも輝いて」については、GIGA端末の情報共有サイトに掲載し、教職員がいつでも活用できるようにしました。他にも、GIGA端末を活用した様々なコンテンツを整備し活用できるように改善しました。	子どもの権利学習資料については、GIGA端末の情報共有サイトで様々なコンテンツを活用できるように更新を進めました。特に「子どもの権利に関する週間」の前には、人権尊重教育推進担当者研修や発出文書等で周知を図りました。	子どもの権利学習の更なる推進を図るために、引き続きGIGA端末の情報共有サイトの学習資料について検討し、より活用しやすい資料等の掲載方法を検討していきます。	C	教育委員会事務局	教育政策室		
							■目的・目標：学校における子どもの権利学習を推進するとともに子どもの権利の理解を地域に広めていきます。 ■事業概要：「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、学校においては権利の学習を推進します。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開していきます。	各学校においては「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました(年4回、延べ716人参加)。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生＊共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子ども権利についての理解を深めました。	各学校においては「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました(年4回、延べ716人参加)。また学校公開週間に中心に、道徳、学級活動、かわさき共生＊共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子ども権利についての理解を深めました。	各学校においては「子どもの権利に関する週間」を中心に多くの学校で、道徳、学級活動、かわさき共生＊共育プログラムの時間を活用して、権利学習を実施することができました。また、学校公開週間等で権利学習を実施し、保護者や地域住民への理解を進めることができました。	様々な教科・領域と関連づけながら、引き続きGIGA端末の情報共有サイトの活用を中心と下権利学習を推進し、保護者や地域住民への理解を促進していきます。	C	教育委員会事務局	教育政策室		
		④ 学校や施設の職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保護に関係するすべての者が条例について十分に理解し、子どもの権利に関する認識を深めるために、条例の意義や権利保護のあり方等についての研修を行います。		5	11	人権尊重教育実践集録の作成(再掲)	■目的・目標：各学校が人権尊重教育の推進する際の参考資料として活用を図ることを目的・目標としています。 ■事業概要：研究推進校の実践を含めた市立学校の年間の実践活動や人権教育に関する研究大会や行事等の内容を掲載した「人権尊重教育実践集録」を作成し、各学校に配布します。	「子どもの権利学習の実践報告」や「子どもの権利の日(のつどい)」に関する内容を人権尊重教育実践集録に掲載し各学校に配付しました。	「子どもの権利学習の実践報告」や「子どもの権利の日(のつどい)」に関する内容を人権尊重教育実践集録として、GIGA端末情報共有サイトに掲載しました。	「子どもの権利学習の実践報告」や研究推進校の実践資料等を人権尊重教育実践集録として、GIGA端末の情報共有サイトに掲載し、教職員が閲覧できるようにしました。研修での周知や文書発出等、様々な方法を用いて、学校へ広報することができました。	「人権尊重教育実践集録」については、令和5年度は冊子での配布、令和6、7年度はGIGA端末の情報共有サイトに掲載し、教職員が閲覧できるようにしました。研修での周知や文書発出等、様々な方法を用いて、学校へ広報することができました。	「人権尊重教育実践集録」の更なる活用に向け、掲載資料の内容の充実を図るとともに、引き続きGIGA端末の情報共有サイトの活用を促していきます。	C	教育委員会事務局	教育政策室	
							■目的・目標：学校における子どもの権利学習を推進します。 ■事業概要：川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習検討委員会)の事業として、小学生版・中高校生版の「子どもの権利学習資料」を作成し、市内公立小学校と中学校及び教職員に配布して、子どもの権利学習を推進します。	川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習検討委員会)の事業として、小学生版「かがやき」「みんな輝いているかい」と中高校生版「わたしもあなとも輝いて」の子どもの権利学習資料を作成し、市内公立学校の小学1年生と5年生、中学1年生及び教職員に配付しました。GIGAスクール端末を活用し、権利学習のカードを電子化することで、授業で活用しやすくなるよう改善しました。	川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習検討委員会)の事業として、小学生版「かがやき」「みんな輝いているかい」と中高校生版「わたしもあなとも輝いて」の子どもの権利学習資料を作成し、市内公立学校の小学1年生に配付しました。「みんな輝いているかい」「わたしもあなとも輝いて」については、GIGA端末の情報共有サイトに掲載し、教職員がいつでも活用できるようにしました。他にも、GIGA端末を活用した様々なコンテンツを整備し活用できるように改善しました。	子どもの権利学習資料については、GIGA端末の情報共有サイトで様々なコンテンツを活用できるように更新を進めました。特に「子どもの権利に関する週間」の前には、人権尊重教育推進担当者研修や発出文書等で周知を図りました。	子どもの権利学習の更なる推進を図るために、引き続きGIGA端末の情報共有サイトの学習資料の内容や構成等について検討し、より活用しやすい資料等の掲載方法を検討していきます。	C	教育委員会事務局	教育政策室		
							■目的・目標：「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について公民保育所等施設長及び職員を対象に、意識の向上及び人権尊重に基いた保育活動の推進を図ります。 ■事業概要：公民保育所等園長職員を対象に子どもの権利をテーマに研修や情報交換を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	「子どもの人権を尊重した保育」と題して公民保育所等職員研修の中で、子どもの権利等について学びました。研修会への関心は高く、動画配信を中心として2,461名の保育関係者が受講しました。また、公立保育所向けの人権研修では、子どもの権利条例、虐待、保育士による性暴力の防止研修等について改めて学び、実際の保育場面での対応について学びを深めました。民間保育園と共に『保育のポイント集』『保育の質ガイドブック事例集』を活用した人権ワークショップを行うことで、実際の保育場面での対応を語り合いました。	「子どもの人権を尊重した保育」と題して公民保育所等職員研修の中で、子どもの権利等について学びました。研修会への関心は高く、動画配信を中心として2,461名の保育関係者が受講しました。また、公立保育所向けの人権研修では、子どもの権利条例、虐待、保育士による性暴力の防止研修等について改めて学び、実際の保育場面での対応について学びを深めました。民間保育所と共に『保育のポイント集』『保育の質ガイドブック事例集』を活用した人権ワークショップを行うことで、実際の保育場面での対応を語り合いました。	毎年、人権について考える研修を受講し、自身の保育を振り返るという積み重ねができました。子どもへの関わり方について公立保育所全体でワークや振り返りの取組を行ってきました。また、子どもへの関わり方での不安要素があった場合、職員同士が情報しやすくなるように工夫を凝らし、目的に即した研修を実施していく必要があります。	毎年の研修や振り返りが慣例化し、目的意識が薄れる可能性があるため、研修の目的を改めて明確化するとともに、内容について継続的に検討し、目的に即した研修を実施していく必要があります。	C	こども未来局	保育・子育て推進部		
							■目的・目標：「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について、職場内で意識の向上及び人権尊重に基いた保育活動の推進を図ります。 ■事業概要：各保育園内において子どもの権利をテーマに職場研修を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	各職場で、身近な事例や冊子「保育のポイント集」「保育の質ガイドブック事例集」等を活用し、不適切な保育の防止やより良い保育の改善につながる取組について話し合う機会を積極的に設けました。	各職場で、身近な事例や冊子「保育のポイント集」「保育の質ガイドブック事例集」等を活用し、不適切な保育の防止やより良い保育の改善につながる取組について話し合う機会を積極的に設けました。園内だけでなく、地域の民間保育所の職員と共に「子どもの人権」についてグループワークや実際の保育場面での対応について学びを深めました。また、幼児を対象にした人権集会にも取り組みました。	各職場で、身近な事例や冊子「保育のポイント集」「保育の質ガイドブック事例集」等を活用し、不適切な保育の防止やより良い保育の改善につながる取組について話し合う機会を積極的に設けました。園内だけでなく、地域の民間保育所の職員と共に「子どもの人権」についてグループワークや実際の保育場面での対応について学びを深めました。また、幼児を対象にした人権集会にも取り組みました。	保育士の虐待防止に関する法律や制度は変化しており、ガイドラインの内容を改めて確認し、理解を深める時間がより一層必要です。時代の流れを正しく理解し、現場として柔軟に対応していくために、継続的に学び、考えることができる場が今後も必要です。	C	こども未来局	保育・子育て推進部		
							■目的・目標：保育園等の子どもに関わる職員が多様な文化的背景を持つ子ども・保護者との関わり等についての理解を深めるための研修を実施し、職員の資質向上を図ります。 ■事業概要：各保育園内において多様な文化的背景を持つ子どもの保育をテーマに職場研修を行い、多文化保育についての理解を深めます。	多文化共生のテーマに職場研修の実施や外部の研修を受講し、学んだ内容を共有したり、その国の文化について話し合い、保育所等職員が多様な文化的背景を持つ子どもとその保護者に関する学びを深めました。	多文化共生のテーマに職場研修の実施や外部の研修を受講し、学んだ内容を共有したり、その国の文化について話し合い、保育所等職員が多様な文化的背景を持つ子どもとその保護者に関する学びを深めました。また、保育の中で、年長児が海外の幼稚園児とオンライン交流を行い、「世界のことって知りたーい」「世界のお宝紹介」等をテーマに異文化交流を実施したり、外国にルーツがある児童が在籍している園で、子ども向けの多文化に関する集会を実施しました。	多文化共生のテーマに職場研修の実施や外部の研修を受講し、学んだ内容を共有したり、その国の文化について話し合い、保育所等職員が多様な文化的背景を持つ子どもとその保護者に関する学びを深めました。また、多文化の家庭が多い園で幼児向け集会「世界を知ろう」等を行うことで、保育園の外国にルーツのある保護者に質問し、答えてもらうことで、世界の国がより身近に感じられたり、興味を持つきっかけとなりました。	園や地域の実態に応じた仕組み化や支援体制の強化を図ることが、今後の多文化共生の取組の質の向上につながります。そのため、職場研修を通じて職員一人ひとりの知識や理解をさらに深めるとともに、引き続き地域ボランティア等と連携しながら、保護者も関われる機会を設けることで、多文化への意識を園全体で高めていく必要があります。	C	こども未来局	保育・子育て推進部		
							■目的・目標：地域の子育てでの親と子どもに関わる職員が子どもの権利について人権尊重に基いた支援についての理解を深め、職員の資質向上を図ります。 ■事業概要：子ども・子育て支援関係機関の職員等を対象に子どもの権利に関する総合的支援に繋げるための研修会を実施します。	保育所等や地域子育て支援センター向けに、保護者や家庭の多様性の理解と課題についての研修を動画配信で実施しました。相談対応についてのスキルを学び、学びをともにグループワークを実施しました。保護者や家庭の多様性を理解し、具体的にどのように関わるかを学ぶことができました。	多様化する保護者や家庭の悩みや相談等に対してどのような対応が必要かということについての研修を動画配信で実施しました。相談対応についてのスキルを学び、学びをともにグループワークを実施しました。保護者や家庭の多様性を理解し、具体的にどのように関わるかを学ぶことができました。	多様化する保護者や家庭の悩みや相談等に対してどのような対応が必要かということについての研修を動画配信で実施しました。相談対応についてのスキルを学び、学びをともにグループワークを実施しました。保護者や家庭の多様性を理解し、具体的にどのように関わるかを学ぶことができました。	保護者支援が多様化していることを理解し、対応する場面が増えました。相談対応についての研修で学んだことを生かして、様々な理由で支援を要する家庭について、迅速かつ丁寧に対応ことや、家庭支援、子どもの発達支援、虐待予防、就学支援、子育て生活習慣の理解促進など、保育士、看護師、栄養士が協力し合った必要な支援を行いました。必要に応じて保健師、心理士、発達相談員、医療的ケア児等支援拠点及び療育機関等との連携を進めました。	保護者支援の内容が多様化・複合化する中で、対応に難しさを感じる事例が増えています。課題を抱える保護者に寄り添い、その思いや状況を受け止め、認める姿勢を職員全体で共有していくことが求められます。そのため、グループワーク等を取り入れた研修を継続的に実施し、職員一人ひとりの対応力や共感的理解のスキルが相互に高まるよう、組織的な人材育成を進めていく必要があります。	C	こども未来局	保育・子育て推進部	

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向 I 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標とおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課	
施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援 市民が条例への関心と理解を深める等により、子どもの権利に関する意識が普及するため、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。	(2)子どもの権利学習 子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。	4 学校や施設の職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保護に関係するすべての者が条例について十分に理解し、子どもの権利に関する認識を深めるために、条例の意義や権利保障のあり方等についての研修を行います。	7案		17		乳児院、児童養護施設等の職員への研修支援	■目的・目標：施設入所児童がより適切な支援を受けられるよう、施設職員の知識や技術の専門性の向上を図ります。 ■事業概要：児童養護施設等の職員が子どもの権利擁護や子どもの意見表明に関する理念を深く理解し、日々の具体的な支援に反映することができるよう、職員を対象としたパンフレット提供や研修実施等の支援を行います。	児童養護施設等の職員が子どもの権利や子どもの相談・救済に関して理解を深められるよう、行政や関係団体が主催する研修等の情報提供、事故報告に伴う説明会を開催しました。また、児童相談所との連絡会において児童の支援に関する意見交換等を行うほか、適時、施設訪問等を行い、子どもの権利に関する指導等を実施しました。	児童養護施設等の職員が子どもの権利や子どもの相談・救済に関して理解を深められるよう、行政や関係団体が主催する研修等の情報提供、社会的費自立支援拠点事業に係る説明会を開催しました。また、適時、施設訪問等を行い、子どもの権利に関する指導等を実施しました。	児童養護施設等の職員が子どもの権利や子どもの相談・救済に関して理解を深められるよう、行政や関係団体が主催する研修等の情報提供を行いました。また、適時、施設訪問等を行い、子どもの権利に関する指導等を実施しました。	子どもの権利擁護に関する研修・説明会・連絡会・施設訪問を組み合わせた取組により、職員の専門性向上と関係機関の連携強化が進み、子どもの権利を尊重した支援体制の充実が図られました。	引き続き、児童養護施設等へ新人・新任職員等が配置されることが想定されるため、児童福祉法の改正（子どもの意見表明に係ること）も踏まえながら、児童の権利擁護について、引き続き各種研修等の情報提供、施設訪問等による指導等を行っていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室【児童福祉担当】	
					18		里親への研修	■目的・目標：委託された子どもが里親家庭で安心して暮らすことができるよう、里親の資質、養育技術の向上を図ります。 ■事業概要：支援を必要とする子どもを養育する里親に対し、里親認定時の研修や一定期間経過後の継続研修など、段階に応じた研修を実施し、子どもの権利に関する理解を深めます。	認定・登録状況に応じた研修（里親認定研修、フォローアップ研修、登録更新研修）を開催し、各研修の中で、子どもの権利擁護に関する内容等について認識を深める機会を持ちました。合計12回実施し、70名の参加がありました。	認定・登録状況に応じた研修（里親認定研修、フォローアップ研修、登録更新研修）を開催し、各研修の中で、子どもの権利擁護に関する内容等について認識を深める機会を持ちました。合計12回実施し、70名の参加がありました。	里親及び里親登録希望者に対して、認定・登録状況に応じた研修（里親認定研修、フォローアップ研修、登録更新研修）を開催し、各研修の中で、子どもの権利に関する理解を深める機会を持ちました。また、適時、施設訪問等を行い、子どもの権利に関する指導等を実施しました。	3年間を通して、里親に対し、里親認定時の研修や登録後の継続研修など、各段階に応じた研修を実施し、子どもの権利に関する理解を深められるよう、里親一人ひとりの理解度や経験に応じた支援を行い、資質や養育技術のさらなる向上につなげていく必要があります。	里親及び里親登録希望者に対し、子どもの権利を日常的に意識した養育を実践してもらうためには、児童相談所や関係機関とより一層連携・協力しながら、里親一人ひとりの理解度や経験に応じた支援を行い、資質や養育技術のさらなる向上につなげていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室【児童福祉担当】	
					19		子どもに関わる職員等への研修の実施	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例の第7条「市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されるよう必要な条件の整備に努める」と定められた条文を具現化するために、子どもに関わる職員等に対して研修を実施します。 ■事業概要：学校や子どもに関わる施設・行政職員等に向けた研修等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広めます。	子どもに関わる施設や地域の団体に向けて、50か所約1,150名の研修を行いました。各施設や団体の活動や仕事などに合わせて、研修ごとに内容を変更して実施しました。	子どもに関わる施設や地域の団体に向けて、67か所約5,600名に研修を行いました。「子どもの権利とは？」などの基礎的な内容だけでなく、各施設や団体の活動や仕事の内容などに合わせた研修を実施しました。	子どもに関わる施設や地域の団体に向けて、23か所約4,150名に研修を行いました。子どもの権利や条例についての基礎的な内容や、各施設や団体の活動内容や仕事の内容などに合わせた研修を実施しました。	子どもの権利や条例についての基礎的な知識の理解は、子どもに関わる大人にとって重要になるため、繰り返し研修などで取り上げ、子どもの権利について振り返る機会を持つきっかけになっています。研修先の課題等を基にした研修を行うことで、子どもの権利について実践的な研修となり、「理解が深まった」「初めて心から理解できた」などの感想を得ることができ、子どもに関わる大人の子どもの権利の理解につながりました。	保育園、児童養護施設、市民団体等から研修や学習会の依頼は数多く寄せられている一方で、十分に取組が行き届いていない分野も見られる。そのため、必要とする機関・団体に情報が届くよう、講師派遣に関する広報や周知方法について、より効果的な手法を検討することが必要です。	C	こども未来局	青少年支援室	
					20		こども文化センター・わくわくプラザスタッフ研修	■目的・目標：指定管理者等の職員の子どもの権利についての理解を深めます。 ■事業概要：子どもの権利に関する施設職員向けの研修の実施や、指定管理者等が研修を実施できるよう情報提供を行い、子どもの権利についての認識を深めます。	各指定管理者等に対し、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修に継続して取組むよう指導・助言、情報提供を行いました。研修の実施状況として、市主催の資質向上研修の一環として、子どもの権利に関する研修を実施している他、その他運営法人が主催する子どもの権利に関する内部研修を実施し認識を深めています。	各指定管理者等に対し、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修に継続して取組むよう指導・助言、情報提供を行いました。研修の実施状況として、市主催の資質向上研修の一環として、子どもの権利に関する研修を実施している他、その他運営法人が主催する子どもの権利に関する内部研修を実施し認識を深めています。	各指定管理者等に対し、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修に継続して取組むよう指導・助言、情報提供を行いました。研修の実施状況として、市主催の資質向上研修の一環として、子どもの権利に関する研修を実施している他、その他運営法人が主催する子どもの権利に関する内部研修を実施し認識を深めています。	各指定管理者等に対し、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修に継続して取組むよう指導・助言、情報提供を行った結果、子どもの権利に関する研修が実施されることも、運営法人が主催する内部研修においても子どもの権利をテーマとした学習が行われました。これにより、こども文化センター及びわくわくプラザの事業に携わる職員の子どもの権利に対する理解と認識が深まり、資質向上に資することができました。	職員の資質向上に向け、指定管理者が実施する職員研修に対して、実践性や効果を高めるため、内容や実施方法について今後も継続して各種情報提供を行うしていく必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室	
					21		児童相談所等の職員に対する子どもの権利に係る研修	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第7条第2項に基づき児童相談所等職員に対する研修を行います。 ■事業概要：児童相談所その他関係機関等職員へ子どもの権利擁護、児童虐待等に関する研修を実施するとともに、関係機関への研修講師派遣を実施します。	児童相談所新任職員等研修（年1回・49人参加）にて子どもの権利をテーマに研修を実施するとともに、関係機関等への研修講師派遣（4機関・計319人）を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所新任職員等研修（年1回・66人参加）にて子どもの権利をテーマに研修を実施するとともに、関係機関等への研修講師派遣（4機関・計64人）を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所新任職員等研修（年1回・49人参加）にて子どもの権利をテーマに研修を実施するとともに、関係機関等への研修講師派遣（2機関・計64人）を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所新任職員等研修において、南部児童相談所の弁護士が講師となり、子どもの権利をテーマにした研修を実施しました。延べ164人が参加し、子どもの権利に関する認識を深めました。関係機関等への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所や区役所等でこども家庭相談業務を行うにあたり、基礎となる子どもの権利について研修の機会を設けることで、意識と業務の質の向上につながると考えられるため、研修を継続し、多くの職員に参加してもらえよう、案内等を工夫していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
					追加1		公民保育施設等職員を対象とした研修会の開催（こどもの権利研修）	■目的・目標：区内保育施設の職員が川崎市子どもの権利条例の理解を深め、子どもを尊重する保育と意識を高めることにより、資質向上を図ります。 ■事業概要：区内公民保育所等職員を対象に子どもの権利をテーマに研修で事例検討を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	公民保育所等施設長および職員を対象とした各種連絡会や研修等の機会を利用し、より多くの職員が研修を受ける機会を持ちました。また、園訪問時に「子どもの権利に関する条例」のパンフレット等を持参したり、話題に絡めることで、子どもの権利に対する意識向上、人権尊重に基いた保育活動が推進しました。	公民保育所等施設長および職員を対象とした各種連絡会や研修等の機会を利用し、より多くの職員が研修を受ける機会を持ちました。また、園訪問時に「子どもの権利に関する条例」のパンフレット等を持参したり、話題に絡めることで、子どもの権利に対する意識向上、人権尊重に基いた保育を推進しました。	公民保育所等施設長および職員を対象とした各種連絡会や研修等の機会を利用し、より多くの職員が研修を受ける機会を持ちました。また、園訪問時に「子どもの権利に関する条例」のパンフレット等を持参したり、話題に絡めることで、子どもの権利に対する意識向上、人権尊重に基いた保育を推進しました。	公民保育所等施設長および職員を対象とした各種連絡会や研修等の機会を利用し、より多くの職員が研修を受ける機会を持ちました。また、園訪問時に「子どもの権利に関する条例」のパンフレット等を持参したり、話題に絡めることで、子どもの権利に対する意識向上、人権尊重に基いた保育を推進しました。	近年の保育を取り巻く課題を踏まえ、子どもの権利を尊重する保育観の共有を図り、職員の意識向上と保育の質の向上に取り組むことが継続的な課題です。引き続き、子どもの権利を基盤とした接し方や保育実践に関する研修を実施し、子どもの権利の理解促進を図ります。	C	こども未来局	幸区保育総合支援担当	
					22		公民保育施設等職員を対象とした研修会の開催（こどもの権利研修）	■目的・目標：区内保育施設の職員が川崎市子どもの権利条例の理解を深め、子どもを尊重する保育と意識を高めることにより、資質向上を図ります。 ■事業概要：区内公民保育所等職員を対象に子どもの権利をテーマに研修で事例検討を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	子どもの人権に関する内容を多様な区内公民保育施設職員連絡会に取り上げ、それぞれの立場から子どもの人権を尊重した保育や保護者対応についてグループ討議や事例検討、子どもへの関わり方や言葉かけ等学び、子どもの人権を尊重する子どもの権利規約川崎市子どもの権利に関する条例について振り返り、職員同士で実践の保育を照らし合わせお互いの意見を出し合いながら子どもの人権に関するそれぞれの考えを共有し、子どもを尊重する保育について学びました。多文化共生に係る暴力、虐待、差別の防止に努めます。	子どもの人権に関する内容を多様な区内公民保育施設職員連絡会に取り上げ、それぞれの立場から子どもの人権を尊重した保育や保護者対応についてグループ討議や事例検討、子どもへの関わり方や言葉かけ等学び、子どもの人権を尊重する子どもの権利規約川崎市子どもの権利に関する条例について振り返り、職員同士で実践の保育を照らし合わせお互いの意見を出し合いながら子どもの人権に関するそれぞれの考えを共有し、子どもを尊重する保育について学びました。多文化共生に係る暴力、虐待、差別の防止に努めます。	子どもの人権に関する内容を多様な区内公民保育施設職員連絡会に取り上げ、それぞれの立場から子どもの人権を尊重した保育や保護者対応についてグループ討議や事例検討、子どもへの関わり方や言葉かけ等学び、子どもの人権を尊重する子どもの権利規約川崎市子どもの権利に関する条例について振り返り、職員同士で実践の保育を照らし合わせお互いの意見を出し合いながら子どもの人権に関するそれぞれの考えを共有し、子どもを尊重する保育について学びました。多文化共生に係る暴力、虐待、差別の防止に努めます。	子どもの人権に関する内容を多様な区内公民保育施設職員連絡会に取り上げ、それぞれの立場から子どもの人権を尊重した保育や保護者対応についてグループ討議や事例検討、子どもへの関わり方や言葉かけ等学び、子どもの人権を尊重する子どもの権利規約川崎市子どもの権利に関する条例について振り返り、職員同士で実践の保育を照らし合わせお互いの意見を出し合いながら子どもの人権に関するそれぞれの考えを共有し、子どもを尊重する保育について学びました。多文化共生に係る暴力、虐待、差別の防止に努めます。	3年間を通して多文化共生研修を毎年実施し、人権に対する意識の向上に取り組まれました。コロナ禍以降オンラインでの研修も取り入れることで、様々な保育施設に参加していただくことができました。また、出張講座による人権ワークでは、各施設にあった内容で実践することができ、明日からの保育に活かすことができること、感想もありました。	多くの保育施設が参加する連絡会を活用することで、広く子どもの権利や条例について啓発できると考えています。また、人権研修の内容がすぐに保育に活かすことができると、研修内容や広報の手法等を検討し、実施していきます。	C	こども未来局	川崎区保育・子育て支援センター
					23		公民保育施設等職員を対象とした研修会の開催（こどもの権利研修）	■目的・目標：区内保育施設の職員が川崎市子どもの権利条例の理解を深め、子どもを尊重する保育と意識を高めることにより、資質向上を図ります。 ■事業概要：区内公民保育所等職員を対象に子どもの権利をテーマに研修で事例検討を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	公民保育所等施設長および職員を対象とした各種連絡会や研修、保育士等キャリアアップ研修の機会を利用し、より多くの職員が研修を受講する機会を持ちました。また、園訪問時に「子どもの権利に関する条例」のパンフレット等を持参したり、話題に絡めることで、子どもの権利に対する意識向上、人権尊重に基いた保育活動が推進しました。	公民保育所等施設長および職員を対象とした各種連絡会や研修等の機会を利用し、より多くの職員が研修を受講する機会を持ちました。また、園訪問時に「子どもの権利に関する条例」のパンフレット等を持参したり、話題に絡めることで、子どもの権利に対する意識向上、人権尊重に基いた保育を推進しました。	公民保育所等施設長および職員を対象とした各種連絡会や研修等の機会を利用し、より多くの職員が研修を受講する機会を持ちました。また、園訪問時に「子どもの権利に関する条例」のパンフレット等を持参したり、話題に絡めることで、子どもの権利に対する意識向上、人権尊重に基いた保育を推進しました。	公民保育所等施設長および職員を対象とした各種連絡会や研修等の機会を利用し、より多くの職員が研修を受講する機会を持ちました。また、園訪問時に「子どもの権利に関する条例」のパンフレット等を持参したり、話題に絡めることで、子どもの権利に対する意識向上、人権尊重に基いた保育を推進しました。	川崎市子どもの権利条例について、引き続き会議や研修の機会を充実させるとともに日常的な場面においても子どもの権利を話題にすることで、子どもの権利及び子どもの権利条例に関する理解の一層の促進を図ります。	C	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター	
					24		公民保育施設等職員を対象とした子どもの権利をテーマとしたワークショップの開催	■目的・目標：区内保育施設の職員が川崎市子どもの権利条例の理解を深め、子どもを尊重する保育と意識を高めることにより、資質向上を図ります。 ■令和3年度作成された「不適切な保育を未然に防ぐために～保育のポイント集」を活用したワークショップを各施設で実施し、ファシリテーターの育成も行いながら園内での事例検討を通じて保育を振り返ります。	川崎市子どもの権利条例を基に、公立保育所職員の意見を反映し作成された冊子「保育のポイント集～不適切な保育を未然に防ぐために～」を活用し、区内民間保育施設にて、年間を通して人権ワークショップを実施。17園、181名の参加（前年度比11%増）があり、子どもを尊重する保育と意識の向上になりました。	川崎市子どもの権利条例を基に、公立保育所職員の意見を反映し作成された冊子「保育のポイント集～不適切な保育を未然に防ぐために～」を活用し、区内民間保育施設にて、年間を通して人権ワークショップを実施。10園、117名の参加があり、子どもを尊重する保育と意識の向上になりました。	川崎市子どもの権利条例を基に、公立保育所職員の意見を反映し作成された冊子「保育のポイント集～不適切な保育を未然に防ぐために～」を活用し、区内民間保育施設にて、年間を通して人権ワークショップを実施。10園、117名の参加があり、子どもを尊重する保育と意識の向上になりました。	川崎市子どもの権利条例を基に、公立保育所職員の意見を反映し作成された冊子「保育のポイント集～不適切な保育を未然に防ぐために～」を活用し、区内民間保育施設にて、年間を通して人権ワークショップを実施。10園、117名の参加があり、子どもを尊重する保育と意識の向上になりました。	区内民間保育施設向けに「保育のポイント集～不適切な保育を未然に防ぐために～」を活用したワークショップを継続して行うことで、子どもを尊重する保育や子どもが主体となる保育について園内の職員が子どもに対する共通理解や人権意識の向上につながりました。また、子どもを尊重する保育の実践例を掲載したおたよりを定期的に発行、配架することで、子どもを尊重する保育内容の周知を促し、子どもを尊重する保育や人権意識の向上につながりました。	子どもの人権を尊重する保育や子どもが主体となる保育への意識がさらに広まるよう、「保育のポイント集～不適切な保育を未然に防ぐために～」を活用したワークショップの実施を希望する園だけでなく、子どもが多く利用する施設として、子どもが主体となる保育が必要不可欠なため、引き続きワークショップの実施を推進し、実施後のフォローも行っていきます。また、園内で継続した学びができるよう、さらにファシリテーターの育成も併せて行う必要があると考えます。	C	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向1 広報・啓発、 学認への支援 及び市民活動 への支援	(2)子どもの権利学習	4	7条		25		公民館施設等職員を対象とした研修会の開催(こどもの権利研修)	■目的・目標：区内保育施設の職員が川崎市子どもの権利条例の理解を深め、子どもを尊重する保育と意識を高めることにより、資質向上を図ります。 ■事業概要：区内公民館施設等職員を対象に子どもの権利をテーマに研修で事例検討を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	宮前区の人材育成、保育の質の向上として人権研修を実施しました。川崎市保育所等職員研修「子どもの人権を尊重する保育」と併せて、宮前区で人権ワークショップを実施していく広報用のPPを作成し実施しました。ワークショップは保育園からの希望を主としたことから参加園は多くないが、3園22人が参加しました。また、公立保育園がエリア別研修交流会の中で人権について実施し6園17名が参加しました。	区内民間保育施設からの要望に応え、川崎市子どもの権利条例を基に作成された冊子「保育のポイント集」を不適切な保育を未然に防ぐために～」を制作し実施しました。ワークショップは保育園に「川崎市子どもの権利に関する条例」について研修を行い、3園37人が出席し、地域全体で子どもを権利を尊重する機会になりました。 川崎市保育所等職員研修「子どもの人権を尊重した保育」を動画配信により実施し、38園122人の参加がありました。	秋に人権のリーフレットを配布しながら全国訪問し、人権の取組について聞き取りを行いました。それをきっかけに人権に関する出張講座の実施につながった園もありました。人権については継続的に取り組んでいたり新たな試みで子どもたちと考える内容のものに取り組んでいる園がある半面「やていがない」「開設してはよかったり」という回答も多くなりました。 毎年続けて行っていることが必要なので『子どもの人権を尊重する保育を考えよう』をテーマとしお便り「ほかほか」、「不適切保育をふせために～保育のポイント集」の活用等、アプローチの仕方を考えていく必要があります。	人権については継続的に取り組んでいたたり新たな試みで子どもたちと考える内容のものに取り組んでいる園がある半面「やていがない」「開設してはよかったり」という回答も多くなりました。 毎年続けて行っていることが必要なので『子どもの人権を尊重する保育を考えよう』をテーマとしお便り「ほかほか」、「不適切保育をふせために～保育のポイント集」の活用等、アプローチの仕方を考えていく必要があります。	C	こども未来局	宮前区保育・子育て総合支援センター	
					26		民間保育所等への訪問や連絡会を通じた子どもの権利啓発活動	■目的・目標：保育施設職員や地域の子育て中の親と子どもに関わる職員に対し、子どもの権利についての意識向上や人権尊重に基づいた保育活動についての理解を深めるための支援を行います。 ■事業概要：民間保育所等との連絡会や訪問などを通して、具体的な場面を捉えながら「子どもの人権」を意識した子どもや保護者への関わりについて理解を深めます。	各連絡会の中で人権について行われている、中でも主任・委員補佐連絡会にて、年間を通して人権をテーマに取り組み、各園の実践報告や研修を行いました。 「保育のポイント集」を不適切な保育を未然に防ぐために～」(以下、保育のポイント集)を活用したワークショップを実施(5回38人)子どもの権利条例についての取り組みを取り、保育園の事例の紹介と照らし合わせながら人権について考えました。ポイント集は園全体で取り組むことで、また、園独自の園内研修への参加依頼もありオブザーバーとして参加しました。	施設長連絡会の中で、子どもの人権や主体性を大切にすること、事例報告やグループ討議を行いました。 「保育のポイント集」を活用したワークショップを民間保育所職員向けに行い、子どもの権利条例に載っていない、具体的な保育場面における子どもの人権を配慮した保育について意見交換を行いました。 また、川崎市保育のポイント集を活用したおたより「不適切保育を未然に防ぐために～ほかほか」を市内7区統一で保育施設へオンラインで配信しました。	民間保育所に向けた、不適切保育を未然に防ぐことを目的とした人権ワークを計7回延べ47人に実施しました。「保育のポイント集」「保育の質ガイドブック・報告集」「人間としての大切な子どもの権利」(川崎市子どもの権利に関する条例より)、「保育所・認定こども園等における人権保護のためのセルフチェックリスト」を民間保育所職員向けに行い、子どもの権利条例に載っていない、具体的な保育場面における子どもの人権を配慮した保育について意見交換を行いました。 また、川崎市保育のポイント集を活用したおたより「不適切保育を未然に防ぐために～ほかほか」を市内7区の民間保育所等に年間2回配発しました。 川崎市保育所等職員研修「人権研修」を市内7区統一で保育施設へオンラインで配信しました。	7区での研修と区での連絡会との連携した効果的な食育や健康等の知識の提供を行い、子どもが自身の健康を意図し知識・意識の向上が感じられました。 職員対象の講座では、民間保育園職員の知識・技術の向上を図り、自園で保育の質の向上に寄与しました。 また、各園で実施する食育・健康集、行事での食育の向上を図りました。	子どもの人権に関わる部分での相談として、民間保育所等近隣住民や、保護者からの苦情、また保育園と一緒に働く職員からの内部苦情などの相談相談が増加しており、今後その対応内容に留意し対応と、未然に防ぐための保育所等の訪問及び、人権ワーク実施園への継続的な支援が課題となりました。	C	こども未来局	高津区保育総合支援担当
					27		専門職の講師派遣「出張講座」	■目的・目標：民間保育園へ保育士、栄養士、看護師を派遣し専門技術・知識を提供することにより民間保育園・地域の子育て支援に係る保育の質の向上を図ります。 ■事業概要：職員対象の研修・講座の実施、民間保育園にて乳幼児対象の食育や健康教育、地域子育て支援を対象とする事業を実施します。	専門職派遣は相談・打合せを含めて34回実施。出張講座は研修を実施する中で、参加園の質向上と併せて、園職員がそのノウハウを学び、自園において職員が主体的に園内研修や子ども向け講座を実施できるよう内容・事前、事後の打合せを行いました。 派遣の他、教材貸出しを実施し各園実施の食育・健康集・行事開催などの相談支援を行いました。	専門職の講師派遣は相談・打合せを含めて38回実施。民間園職員が主体的に学べ、質の向上につながり、自園で実施できるよう、園の要望に合わせて事前に行い、視察をおこなった出張講座を開催し、園内研修を実施しました。 派遣の他、教材貸出しを実施し各園実施の食育・健康集・行事開催などの相談支援を行いました。	専門職の講師派遣は相談・打合せを含めて58回実施。民間園職員が主体的に学べ、質の向上につながり、自園で実施できるよう、園の要望に合わせて事前に行い、視察をおこなった出張講座を開催し、園内研修を実施しました。 派遣の他、教材貸出しは36件実施し各園実施の食育・健康集・行事開催などの相談支援を行いました。	専門職不在の園又は新任の園では、園児を対象に食育や健康等の知識の提供を行い、子どもが自身の健康を意図し知識・意識の向上が感じられました。 職員対象の講座では、民間保育園職員の知識・技術の向上を図り、自園で保育の質の向上に寄与しました。 また、各園で実施する食育・健康集、行事での食育の向上を図りました。	出張講座実施に、自園で子どもに対して継続的な働きかけ、職員間の連携を促進等を確認するフォローの実施の強化が課題です。	C	こども未来局	高津区保育総合支援担当
					28		小学校、幼稚園、公民館施設等職員を対象とした研修会の開催(こどもの権利研修)	■目的・目標：区内保育施設の職員が川崎市子どもの権利条例の理解を深め、子どもを尊重する保育と意識を高めることにより、資質向上を図ります。 ■事業概要：区内小学校、幼稚園、公民館施設等職員を対象に子どもの権利をテーマに研修で事例検討を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	区内保育施設及び幼稚園職員を対象に、「川崎市子どもの権利に関する条例」から学ぶ子どもの人権を青少年支援室から支援室に依頼し実施しました。具体的には、多摩地区が作成した「振り返りリスト」を、各園で主任が中心となり、園全体として取り組む方法として作成した「保育の質ガイドブック」を使用し、民間園に出向いて人権ワークショップを実施しました。職員間で自園の保育を振り返り、本音の部分で話し合うことで、子どもたちへの対応を園全体で確認することが出来、不適切保育を未然に防ぐことにも繋がりました。	区内保育施設及び幼稚園職員を対象に、「川崎市子どもの権利に関する条例」から学ぶ子どもの人権を青少年支援室から支援室に依頼し実施しました。具体的には、多摩地区が作成した「振り返りリスト」を、各園で主任が中心となり、園全体として取り組む方法として作成した「保育の質ガイドブック」を使用し、民間園に出向いて人権ワークショップを実施しました。職員間で自園の保育を振り返り、本音の部分で話し合うことで、子どもたちへの対応を園全体で確認することが出来、不適切保育を未然に防ぐことにも繋がりました。 民間園に出向いて人権ワークショップを実施し、職員間で自園の保育を振り返り、本音の部分で話し合うことで、子どもたちへの対応を園全体で確認することが出来、不適切保育の防止につながりました。	区内保育施設及び幼稚園職員を対象に、「子どもが幸福な生活を送るために、保育者ができること」～子ども生活を中心に～というテーマで国語市学識科教育課に対して依頼し実施しました。依頼した際に、人権に関する学びを深めること、また、講演を聞くだけでなくグループワークを取り入れ、対話を重視し他者の意見を聞く機会となりました。 民間園に公立園職員と訪問し、課題の抽出、課題改善に向け人権ワークショップを実施しました。職員間で自園の保育を振り返り、本音の部分で話し合うことで、子どもたちへの対応を園全体で確認することが出来、不適切保育の防止につながりました。	3年間継続して区内保育所等及び幼稚園職員を対象に、人権研修を実施することができました。コロナで対面開催できなかった時期から対面実施することが可能となり、毎年30名前後の参加者が集まりグループワークを実施し活発な意見交換ができました。当日参加の30名が各園に内容を振り返り報告し、共有すること人権意識が醸成されていると感じています。 人権ワークショップは毎年広範囲で実施すること、人権に対する困り感を一緒に考えワークすることができました。	人権研修はテーマを明確に、広報を工夫し実施していく中で参加者が園に持ち帰り園全体で園内研修の機会を設けて人権意識の向上につながるよう進めていきたいと考えています。	C	こども未来局	多摩区保育・子育て総合支援センター
					29		体罰防止についての意識啓発	■目的・目標：人権に対する意識を向上させ、子どもの権利についての理解を深めながら、体罰の防止を図ります。 ■事業概要：市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施します。	児童生徒指導連絡会において、生徒指導担当者及び児童支援コーディネーターを対象に、一人一人の特性に応じた指導や支援のあり方や、教育的ニーズに対応する児童生徒への指導・支援のあり方を協議を行いました。 児童生徒指導ハンドブックを改訂し、体罰防止についての意識啓発資料も掲載しました。 年度末には、各学校において体罰及び不適切な関わり等の防止等に係る校内研修を実施し、提出された市立学校全校分の報告書を確認しました。	児童生徒指導連絡会において、生徒指導担当者及び児童支援コーディネーターを対象に一人一人の特性に応じた指導や支援のあり方や、教育的ニーズに対応する児童生徒への指導・支援のあり方を協議を行いました。 児童生徒指導ハンドブックを改訂し、体罰防止についての意識啓発資料も掲載しました。 年度末には、各学校において体罰及び不適切な関わり等の防止等に係る校内研修を実施し、提出された市立学校全校分の報告書を確認しました。	児童生徒指導連絡会において、生徒指導担当者及び児童支援コーディネーターを対象に一人一人の特性に応じた指導や支援のあり方や、教育的ニーズに対応する児童生徒への指導・支援のあり方を協議を行いました。 区・教務担当などによる研修等児童生徒指導ハンドブックを活用し、体罰防止についての意識啓発を行いました。 年度末には、各学校において体罰及び不適切な関わり等の防止等に係る校内研修を実施し、提出された市立学校全校分の報告書を確認しました。	市立学校全校で行われた体罰及び不適切な関わり等の防止等に係る校内研修や児童支援コーディネーターと生徒指導担当者が一人一人の特性に応じた指導や支援のあり方を協議した内容が、年度末には、各学校の体罰防止について、園全体での意見共有、不適切保育の防止につながりました。	児童生徒指導ハンドブックにおいて、体罰防止についての意識啓発資料の掲載や全職員へ研修資料を配布し研修を行っているものの、根拠には至っていないので、児童生徒指導連絡会にて体罰防止及び不適切な関わり等の防止についての意識啓発や指導を高め、個人の意識を向上させていきます。	C	教育委員会事務局	指導課
					30		人権尊重教育推進担当者研修	■目的・目標：子どもと子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めるために研修会を実施します。 ■事業概要：人権尊重教育を推進する担当教職員に対して実践報告会や交流会などの研修を年4回実施し、権利の学習における効果的な指導方法や学習資料の使用方について学びます。	人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は多様性をテーマとして外部講師による講演を行い、子どもが自らの							

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向 I 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援 市民が条例への関心と理解を深める等により、子どもの権利に関する意識が普及するため、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。	(3) 市民活動団体との連携・支援 子どもの権利の保障に努める市民及びNPO等の市民活動団体の活動に対し、連携の促進等の支援を行います。	⑥ 子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関による地域のネットワークを構築し、地域子育て支援グループへの支援や子育て関連イベント等における連携を進めます。	8案	42	■目的・目標：青少年団体の活動の活性化を図り、もって青少年の健全育成を推進します。 ■事業概要：川崎市青少年育成連盟（一般社団法人川崎市子ども会連盟・日本ボイスカウト川崎地区協議会・ガールスカウト川崎市連絡会・川崎海洋少年団の4団体で構成）の活動を支援します。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修では、中高校生が委員となり、研修を企画する中で自分の意見や考えを表したり、参加者とともに他校相互の理解を深める良い機会となっています。地域における子どもたちの自発的な活動を支援することができました。	団体活動の活性化のためには、子どもやその保護者に団体活動への関心を持ってもらえよう、市立小学校や青少年教育施設と連携し、広報活動を工夫する必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室			
				43	川崎区こども総合支援ネットワーク会議 ■目的・目標：家庭と地域社会、関連施設及び団体相互の関係を深め、子どもの豊かな育ちや学びを支えるネットワークの構築を目的として事業を実施します。地域における効果的な子育て支援の実施に向けた子育て支援関係団体間の連携を促進します。 ■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を2回、課題別部会「思春期問題対策部会」と「日本語を母国語としない子ども支援部会」を各2回開催しました。地域の子どもが抱える課題について情報共有と相互連携を行うことで、切れ目のない子ども・子育て支援を推進しました。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を年2回、課題別部会「日本語を母語としない子ども支援部会、思春期問題対策部会」を各2回開催しました。新たに、他機関が主催する研修会との連携を行う等、子ども子育て関係機関等の連携強化につなげることができ、切れ目のない支援の構築に向けて関係づくりを行いました。	子どもが抱える問題は多様化・複雑化しており、課題の解決に向けて、これまで以上に子育て支援関係機関との連携が不可欠です。会議・課題別部会等の運営方法や取組内容を継続的に見直しながら、子どもの支援をより効果的に行える体制を構築する必要があります。	C	川崎区役所	地域ケア推進課					
				44	幸区こども総合支援ネットワーク会議 ■目的・目標：幸区におけるこども支援及び関係機関等による情報交換、相互協力等を推進します。 ■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援を推進します。	区内のこども支援関係機関による全体会及びこどもの地域包括ケアシステム部会を、区内子育て団体の参加も呼びかけ、ハイブリッド方式で1回、書面形式で1回開催しました。また、こども・子育てに関する講演会をハイブリッド方式で2回開催しました（1回目参加者37名、2回目参加者32名。）	区内のこども支援関係機関による全体会及びこどもの地域包括ケアシステム部会を、区内子育て団体の参加も呼びかけ、ハイブリッド方式で1回、書面形式で1回開催しました。また、こども・子育てに関する講演会をハイブリッド方式で2回開催しました（1回目参加者35名、2回目参加者16名。）	全体会及び部会1の会議、並びにこども・子育て講演会について、過去3年間を通じて会場開催とオンライン配信を併用したハイブリッド方式で実施しました。より多くの方が会議や講演会に関われる環境を整えることができたと考えています。また、講演会で扱う課題を踏まえ選定を行ってきました。これにより、保護者や関係団体にとって実際の子どもや今後の活動に活かせる内容を提供することができました。これらの取り組みを継続した結果、コロナ禍で自粛されていた会議の参加機会の拡大とともに、講演会の質の向上が図られ、子育て支援に関する地域の理解促進やネットワーク強化にも寄与したものと考えています。	各団体による情報交換、相互協力等を促すことにより、次年度においても関係者間の連携を強化しながら、各団体の活動の活性化及び取組の充実を図っていく必要があります。	C	幸区役所	地域ケア推進課				
				45	中原区総合子どもネットワーク会議 ■目的・目標：子どもの健やかな成長を促すための環境の整備や仕組みづくりを行うために開催します。 ■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。	区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を2回開催し、各部会での活動状況や構成団体・機関の活動状況について情報を共有しました。また、関係団体の情報交換、交流を重視し、各団体の活動報告や議論の時間を多く確保しました。 また、ネットワークの委員向けに、「地域の各主体それぞれができる子育て支援とは」というテーマで講師を招いて研修会を開催しました。	区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を2回開催し、各部会での活動状況や構成団体・機関の活動状況について情報を共有しました。また、関係団体の情報交換、交流を重視し、各団体の活動報告や議論の時間を多く確保しました。 また、ネットワークの委員向けに、「現代の子育て事情とはー支援のアップデートを目指しー」というテーマで講師を招いて研修会を開催しました。	コロナ禍以降、書面開催となっていたネットワーク会議は、令和5年度に対面・オンライン併用で再開し、なかには子どもも来場フェスタ等の各ネットワーク事業の認知拡大、連携強化につなげることができました。また、会議や研修の場にて、近年の子育てに関する情報交換や委員同士の交流を行い、中原区の子育て支援について、新たな取組や支援のあり方を検討できる場となっています。	ネットワーク会議は多様な団体で構成されていることから、議論の活性化や団体間の連携拡大を図るためには、各団体の活動内容への理解をより一層深めていく必要があります。	C	中原区役所	地域ケア推進課				
				46	子育てネットワーク推進事業（高津区） ■目的・目標：地域で支え合いながら子育てできる環境を向上します。 ■事業概要：地域で支え合いながら子育てできる環境向上のため、地域の関係機関や団体等が連携し、区内の子ども・子育て支援のネットワーク強化を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。子ども・子育てネットワーク会議や講演会等を実施します。	子ども・子育てネットワーク会議は、「本会議」3回、「子育て支援部会（子育て交流会の企画検討、子育てグループ学習会・交流会の企画実施、子育て情報ガイドブックの編集企画等）」2回、「研修・企画部会（研修会の企画実施）」2回、子どもへの虐待防止をテーマとした「委員向け研修」1回、「区民向け講演会（『こどものみかた』講師：柴田愛子さん）」1回を開催しました。	子ども・子育てネットワーク会議は、「本会議」3回、「子育て支援部会（子育てイベントの企画検討、子育て情報ガイドブックの編集企画等）」4回、「研修・企画部会（研修会の企画実施）」2回、地域における社会的処方策をテーマとした「委員向け研修」1回、「区民向け講演会（『こどものみかた』講師：柴田愛子さん）」1回を開催しました。	子ども・子育てネットワーク会議は、「本会議」3回、「子育て支援部会（子育てイベントの企画検討、子育て情報ガイドブックの編集企画等）」は2回、子育て支援部会ワーキングチームを設置し、各2回実施しました。「研修・企画部会（研修会の企画実施）」は2回、中高生の生きづらさをテーマとした「委員向け研修」1回、「区民向け講演会（『こどものみかた』講師：柴田愛子さん・西野博之さん）」1回開催しました。	委員向け研修を3年間で計7回実施し、委員の活動紹介や子どもの居場所づくり等について学ぶ機会を設けることで、委員の知見を深めることができました。また、区民向け研修として、子どもの関わり方を学べるテーマで3年間で計3回実施し、毎年約100人の区民が参加し、区民が子育てしやすい環境づくりを進めることができました。 さらに、区内での子育て支援が多様化している中、様々な子育て支援の活動を行う者が会議に参加できるよう、要綱を改正しました。	引き続き、地域で支え合いながら子育てできる環境を構築していくため、アンケート結果等も踏まえながら、区内の子ども・子育て支援に係る団体同士や区民のつながりを意識した有意義な会議の開催及び研修会を実施していきます。	C	高津区役所	地域ケア推進課			
47	子ども支援ネットワーク事業（宮前区） ■目的・目標：子育てを地域社会全体で支えるために、地域の関係者が連携し、支援体制を強化するとともに、子ども・子育てに係る多様な問題を解決・改善するために、団体間の連携やネットワークの強化を図ります。 ■事業概要：子ども・子育てに関わる団体・機関の代表者で構成する子ども・子育てネットワーク会議及び、未就学児に関する事項を扱う「子育て支援関係者連絡会（こしれん）」を開催し、情報共有や相互協力を図り、子ども・子育て支援の推進につなげます。	「子ども・子育てネットワーク会議」(年2回)およびその部会である「宮前区子育て支援関係者連絡会（こしれん）」(年4回)を開催し、行政と区内子育て支援関係団体との顔が見える関係づくりを行い、各団体での取組や課題と感じている点等について情報共有を図りました。 転入者および地域で知り合いを作りた保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるかむぐラス」(年3回)を開催し、延べ44組・90名が参加しました。当該イベントを通じ、民生委員児童委員・主任児童委員や区内子育てグループ等、地域の子育て支援に関わる住民とつながるきっかけを提供しました。	「子ども・子育てネットワーク会議」(年2回)およびその部会である「宮前区子育て支援関係者連絡会（こしれん）」(年4回)を開催し、行政と区内子育て支援関係団体との顔が見える関係づくりを行い、各団体での取組や課題と感じている点等について情報共有を図りました。 転入者および地域で知り合いを作りた保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるかむぐラス」(年3回)を開催し、延べ53組・108名が参加しました。当該イベントを通じ、民生委員児童委員・主任児童委員や区内子育てグループ等、地域の子育て支援に関わる住民とつながるきっかけを提供しました。	「子ども・子育てネットワーク会議」(年2回)およびその部会である「宮前区子育て支援関係者連絡会（こしれん）」(年4回)を開催し、行政と区内子育て支援関係団体との顔が見える関係づくりを行い、各団体での取組や課題と感じている点等について情報共有を図りました。 転入者および地域で知り合いを作りた保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるかむぐラス」(年3回)を開催し、延べ51組・104名が参加しました。当該イベントを通じ、民生委員児童委員・主任児童委員や区内子育てグループ等、地域の子育て支援に関わる住民とつながるきっかけを提供しました。	3年間を通して、子ども・子育てネットワーク会議を開催し、関係機関の連携強化に向けて取組の情報共有を行いました。また、子ども・子育てネットワーク会議の実務者会議として位置づけられている宮前区子育て支援関係者連絡会においては、「うえるかむぐラス」「子育てグループ・サロン・赤ちゃん広場等交流会」などのイベントを実施し、子育て世代の交流の場づくりや、地域の子育て支援に関わる住民・団体のネットワークづくりを行いました。	より効率的・効果的なイベント等の実施に向け、執行体制等の見直しや、広報の手法等を通じて子育て支援団体とのネットワークを活用した情報共有を行いながら、関係部署とも連携・協力して実施していきます。	C	宮前区役所	地域ケア推進課							
48	こども・子育て支援地域連携事業（多摩区） ■目的・目標：多摩区で子ども・子育て支援に関わる様々な団体や関係機関が子育て支援の現状や課題を共有・検討するネットワークづくりを強化し、地域全体での子育て支援を推進します。 ■事業概要：「多摩区こども総合支援連携会議」や「講演会」を開催し、子育て支援を現状や課題の共有や検討を進めていきます。	区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関による会議「多摩区こども総合支援連携会議」を開催しました。会議では、各団体から取組状況の報告や行政からこども関連施策について説明した上で、意見交換を行いました。 また、保護者対応のヒントとしていただくため、地域の子育て支援に関わっている方々向けに、デジタルネイティブ世代の保護者との関わりについて、講演会を開催しました。19名の参加者が受講しました。	区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関による会議「多摩区こども総合支援連携会議」を開催しました。会議では、各団体から取組状況の報告や行政からこども関連施策について説明した上で、意見交換を行いました。 また、保護者対応のヒントとしていただくため、地域の子育て支援に関わっている方々向けに、「生まれてくれてありがとう」をテーマに講演会を開催しました。16名の参加者が受講しました。	区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関による会議「多摩区こども総合支援連携会議」を開催しました。会議では、各団体から取組状況の報告や行政からこども関連施策について説明した上で、意見交換を行いました。 また、保護者対応のヒントとしていただくため、地域の子育て支援に関わっている方々向けに、「生まれてくれてありがとう」をテーマに講演会を開催しました。45名の参加者が受講しました。	「多摩区こども総合支援連携会議」を開催することにより、子育て支援の現状や市・区の取組などを共有することができ、多摩区で子ども・子育て支援に関わる様々な団体や関係機関間のネットワークづくりを推進することができました。	今後も、区内における子ども・子育て支援を実行力のある取組として推進していくため、子ども・子育て支援に関わる団体や関係機関間での連携と関係づくりを、より一層進めていく必要があります。	C	多摩区役所	地域ケア推進課							
49	麻生区子ども関連ネットワーク会議 ■目的・目標：区における子ども関連団体、グループや関係機関の連携を図り、子育てや子どもの育成を地域全体で支援することを目的・目標としています。 ■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を年2回開催。また、子育て支援に関連する講演会（研修会）を麻生区要保護児童対策地域協議会実務者会議と合同で年2回、子育て関連グループ交流会を麻生区社会福祉協議会子育て支援委員会と年1回開催しました。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を年2回開催。また、麻生区社会福祉協議会子育て支援委員会と合同で子育て支援に関連する講演会を年1回、子育て関連グループ交流会を年1回開催しました。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を年2回開催。また、麻生区社会福祉協議会子育て支援委員会と合同で子育て支援に関連する講演会を年1回、子育て関連グループ交流会を年1回開催しました。	区内の子どもに関わる団体・関係機関の連携を促進し、子育てや子どもの育成を地域全体で支援する意識醸成に寄与しました。ネットワーク会議や関係機関との合同研修、交流会を定期的に開催したことで、子ども・子育て支援に関わる団体・関係機関間での情報共有や相互理解が進み、区内における連携体制の強化を図ることができました。	乳幼児から青少年まで、幅広い世代の子どもに関わる団体・関係機関等に参加していただくため、研修会の内容の工夫するほか、団体同士の相互理解を深める構成を検討し、それぞれの団体・関係機関と連携・協力して実施していきます。	C	麻生区役所	地域ケア推進課							

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向 I 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標とおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する案文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援 市民が条例への関心と理解を深める等により、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。	(3) 市民活動団体との連携・支援	6 子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関による地域のネットワークを構築し、地域子育て支援グループへの支援や子育て関連イベント等における連携を進めます。	8案	50			かわさき区子育てフェスタ	■目的・目標：暮らしやすく、子育てしやすい地域づくりを目指してかわさき区子育てフェスタを実施します。子育てフェスタの参加者が、楽しみながら子育てに関する情報を得たり、子育てを支援する側と出会うことにより、区内の子育て支援を円滑に推進します。 ■事業概要：区内の子どもに関わる活動をしている市民活動団体等と連携して、地域の子育て情報の提供及び交流の場となるようなイベントを開催します。	4年ぶりに入場制限なしの来場イベントを10月28日（土）に教育文化会館で開催し、地域の子育てで情報の提供及び交流の場となりました。 オンラインイベントの「おうちでフェスタ」では、各団体と連携して音楽イベントやおやこ救急教室等の7本の動画を企画・制作し、川崎区YouTubeチャンネルに掲載しました。	令和6年10月26日（土）教育文化会館でかわさき区子育てフェスタ2024を開催しました。当日来場できなかった親子も楽しめるように川崎区YouTubeチャンネルで「おうちでフェスタ」を配信し、来場イベントと併せて多くの方に子育て情報の発信を行うことができました。実施にあたっては、区内の子育て支援機関で構成する実行委員会を全3回開催し、実施内容の協議を行う中でネットワークの強化を行いました。	令和7年11月30日（日）川崎市役所本庁舎でかわさき区子育てフェスタ2025を開催しました。会場や曜日を変更したこと、来場者アンケートでは、97%が「満足」と回答する等、子育て機関との交流や情報発信に積極的に取り組むことができました。また、複数の団体が協力し協力し協賛出展する等、団体間の連携が生まれました。	かわさき区子育てフェスタを継続的に開催し、会場や曜日の変更、オンライン配信の実施により、当日来場できない親子も含め、幅広い層へ子育て情報を発信することができました。 また、実行委員会の開催や複数団体による協賛出展などにより、区内の子育て支援機関・団体間の連携が深まり、地域における子育て支援ネットワークの強化につながりました。	子育て中の家庭が、孤立感、負担感、不安を抱えないよう、子育て情報の発信や市民グループとの交流、子育て関係機関との連携がますます重要になってきています。	C	川崎区役所	地域ケア推進課
				51			みんなで子育てフェアさいわい	■目的・目標：子育て支援機関と連携し地域全体の交流を深め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、子育てフェアを開催します。 ■事業概要：区内の子育て支援機関や団体が協力し、遊びや体験を通して親子が地域とふれあうことのできる機会として子育てフェアを開催します。	区内の子育て支援団体約20団体と連携し、みんなで子育てフェア部会を4回開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響からスタンプラリー形式で開催していた当該フェアについて、5年ぶりに総日イベント形式にて開催しました。今年度は、区役所を会場とし、各子育て支援団体や企業が遊び・学習・展示等の多岐にわたる催し物を展開し、多くの親子と地域の人たちが交流できる機会となりました。 また、プース出店や運営補助、景品提供など、企画運営面で多数の子育て支援団体や区内24の民間企業等と連携を図ることができ、参加者に地域の新たな魅力を発信するきっかけを創出することができました。	区内の子育て支援団体約20団体と連携し、みんなで子育てフェア部会を4回開催しました。昨年度に引き続き、区役所を会場とし、各子育て支援団体や企業が遊び・学習・展示等の多岐にわたる催し物を展開し、多くの親子と地域の人たちが交流できる機会となりました。 また、プース出店や運営補助、景品提供など、企画運営面で多数の子育て支援団体や区内24の民間企業等と連携を図ることができ、参加者に地域の新たな魅力を発信するきっかけを創出することができました。	コロナ禍により開催を自粛していたイベントについて、令和5年度より幸区役所を会場として再開しました。再開にあたっては、区内企業への協賛依頼を増やすなど新たな取組を取り入れ、コロナ禍以前よりも内容を拡充したイベントとして実施し、多くの参加者が来場するイベントとすることができました。 また、地域の親子と子育て支援団体をつなぐ交流の場がより充実し、地域の魅力発信やネットワーク強化に役立つ取組へと発展させることができました。	今後も、多くの参加者の来場が見込まれるため、安全面を考慮した催し物内容や会場運営の工夫を検討する必要があります。 また、今年度の子育てフェアで得られたアンケート結果を基に、より多くの区内親子に参加してもらえようようなり効果的な広報を行っているきます。	C	幸区役所	地域ケア推進課	
				52			子育て支援団体関係交流会	■目的・目標：子育て支援団体等が交流することで情報の共有化や地域における子育て支援の連携、拡充を図ります。また、地域における次世代の担い手育成につなげます。 ■事業概要：子育て支援団体交流会等を年1～2回開催し、地域における子育てグループの連携を進めます。	区内子育て支援団体の参加を広く呼びかけた上で、幸区こども総合支援ネットワーク会議全体会・こどもの地域包括ケアシステム部会と兼ねる形で、子育て支援団体関係交流会をハイブリッド方式で1回開催し、情報交換や意見交換を行う場を提供しました。	区内子育て支援団体の参加を広く呼びかけた上で、幸区こども総合支援ネットワーク会議全体会・こどもの地域包括ケアシステム部会と兼ねる形で、子育て支援団体関係交流会をハイブリッド方式で1回開催し、約22回団体が参加し、情報交換や意見交換を行う場を提供しました。	幸区こども総合支援ネットワーク会議全体会・こどもの地域包括ケアシステム部会と兼ねる形で、子育て支援団体関係交流会をハイブリッド方式で1回開催し、約22回団体が参加し、情報交換や意見交換を行う場を提供することができました。ネットワーク部会員のほか、区内子育て支援団体の参加を広く呼びかけたことで普段交流することがない団体も顔を合わせたつながりや活動の工夫などを共有することができ有益な機会を創出することができました。	コロナ禍において書面会議により実施していたものを、オンライン会議を取り入れた形式に移行したことにより、より多くの団体が参加しやすくなる環境を整えることができました。さらに、対面とオンラインを併用したハイブリッド方式を継続的に活用することで、参加者の状況に応じた柔軟な参加方法を確保し、ネットワーク全体の連携強化と情報共有の活性化につなげることができました。	子育て支援機関と子育てサークルが相互に交流することで、お互いの情報を共有し、活動に活かしていくための場を今後も引き続き提供していく必要があります。	C	幸区役所	地域ケア推進課
				53			なかはら子ども未来フェスタ	■目的・目標：区内の子どもに関する団体や機関が一堂に会し、情報交換、交流の場を設けることによって、地域全体で連携して子どもを支援するための一助とするために開催します。 ■事業概要：区内の子どもとその親子を対象に、地域の子育て支援者等との交流を目的・目標とした交流事業を年1回開催します。	「地域全体で子育てを支援する風土づくり」という目的達成のため、子育て中の区民や区内の子育て支援団体の方からなるフェスタ実行委員会を3回開催し、企画内容の検討を重ね、11月1、2日に「第19回なかはら子ども未来フェスタ」を開催しました。「ワークショップ」「子育てお役立ちマップや子育てサポート情報等の展示」「クイズラリー」、中野市民館での「ミミクロシアター(ひとみ座人形劇等)」などを実施し、延べ3,740組の参加がありました。	「地域全体で子育てを支援する風土づくり」という目的達成のため、子育て中の区民や区内の子育て支援団体の方からなるフェスタ実行委員会を3回開催し、企画内容の検討を重ね、11月29日に開催し、3,162組が参加しました。「ミニワークショップ」「子育てお役立ちマップや子育てサポート情報等の展示」「クイズラリー」など、地域団体による「ワークショップ」等地域の団体・施設と連携した企画を通じ、地域の子育て情報発信と、交流機会の創出に寄与しました。また、運営を通じたさらなる交流機会の創出のため、学生ボランティアを募集し、計12名が参加した。開催後には、振り返り会を行い、次年度の開催に向けた意見交換を行いました。	第20回なかはら子ども未来フェスタは、40を超える子ども・子育てに関わる団体・施設や地元商業施設等、地域の多様な主体との協働のもとで11月29日に開催し、3,162組が参加しました。リニウムアール・エッセイでお役立ちマップや子育てサポート情報等の展示や「クイズラリー」、地域団体による「ワークショップ」等地域の団体・施設と連携した企画を通じ、地域の子育て情報発信と、交流機会の創出に寄与しました。また、運営を通じたさらなる交流機会の創出のため、学生ボランティアの参加も年々増加しており、親子とのふれあいを通じた学びの機会の創出に加え、次世代の子育て支援の担い手と支援者とのつながりづくりに寄与しました。	地元商業施設や中原市民館の会場利用および関係機関との連携を基盤として、子育て中の親子をはじめ、子ども・子育てに関わる団体や施設関係者の交流機会を創出することができました。 また、子育て情報の発信においては、紙媒体やSNSなど多様な媒体を活用してイベントの広報を行うとともに、フェスタにおける交流、情報展示、クイズラリー等を通じて、多くの団体・施設が活動内容や子育て関連情報を広く発信することができました。 さらに、学生ボランティアの参加も年々増加しており、親子とのふれあいを通じた学びの機会の創出に加え、次世代の子育て支援の担い手と支援者とのつながりづくりに寄与しました。	参加団体の増加に伴い、会場内でのプース配置や会場利用の調整が年々難しくなっていることから、限られたスペースを有効に活用する運営方法の検討が求められます。 子育て情報の展示については、単なる情報掲示にとどまらず、交流や体験、遊びの要素を取り入れることで、来場者が遊び身でも自然に情報に触れることができる会場づくりが必要です。 さらに、より多くの対象世帯に情報を届けるため、広報手段の工夫や効果的な情報発信の方法についても検討が求められます。	C	中原区役所	地域ケア推進課
				54			みやまえ子育てフェスタ	■目的・目標：豊かな子育て環境を実現し、区内の子育てに関わる人々の連携を図るとともに、子育てしながら地域の中で活躍する人材を育成することを目的・目標とします。 ■事業概要：乳幼児を持つ親たちとその関係者に向けた、子育てに関する情報発信と交流のためのイベントを当事者である子育て中の母親たちが企画、運営します。	10月21日（土）に宮前市民館で開催しました。今回のテーマは「子育てワッショイ!」「今」を楽しくもう!」で、子どもたちの作成した神輿が練り歩きました。当日は約1,400人が参加し、子育てに関する情報発信と交流の場の提供を行い、健全な子育て環境の実現に資することができました。 その他、会場では青少年支援室職員のプースにおいてパネル展示や子どもの権利保障に関する広報を行いました。	10月26日（土）に宮前市民館で開催しました。今回のテーマは「みんなでワッショイ!」「今」を楽しくもう!」で、子どもたちの作成した神輿が練り歩きました。当日は約1,400人が参加し、子育てに関する情報発信と交流の場の提供を行い、健全な子育て環境の実現に資することができました。 その他、会場では青少年支援室職員のプースにおいてパネル展示や子どもの権利保障に関する広報を行いました。	10月25日（土）に宮前市民館で開催しました。今回のテーマは「子育て万博!～それぞれのカラーでいんげんやい～」とし、すべての子どもたちをありのままに受け入れようという思いを込めました。 当日は雨天にも関わらず約1,300人が参加し、子育てに関する情報発信と交流の場の提供を行い、健全な子育て環境の実現に資することができました。 その他、会場では青少年支援室職員のプースにおいてパネル展示や子どもの権利保障に関する広報を行いました。	当事者である子育て中の親たちが企画、運営を続けることで、子育てにとって本当に必要な情報を共有し、自由な発想で親子が共に楽しみ、つながれるイベントができました。	継続性や安定的な運営体制の確保が課題となっています。また、参加をさらに広げていくため、情報発信の方法や関わり方の工夫を進めていく必要があります。	C	宮前区役所	生涯学習支援課
				55			夏休み子どもあそびランド	■目的・目標：子どもたちに、居住地域を「ふるさと」として実感するきっかけとしてもらうと同時に、「あそび」を通して、遊びやゲームの好きな地域の人たちが集まり、たくさん遊びやゲームを子どもたちに教え一緒に楽しむ夏休みのイベントを行い、地域のシニア、親子、中高生、障害者等、様々な市民が交流することで、多様で一体的な地域形成へ向け一助とします。 ■事業概要：子どもたちに、居住地域を「ふるさと」として実感するきっかけとしてもらうと同時に、「あそび」を通して、遊びやゲームの好きな地域の人たちが集まり、たくさん遊びやゲームを子どもたちに教え一緒に楽しむ夏休みのイベントを行い、地域のシニア、親子、中高生、障害者等、様々な市民が交流することで、多様で一体的な地域形成へ向け一助とします。	8月19日（土）、20日（日）に「夏休み子どもあそびランド2023」を開催し、コロナ前と同等の約3,000人が参加しました。 熱中症対策のため、午前中のみ、2日間に分けての開催とし、大型冷風機の設置など会場内の暑熱に配慮を行いました。サポーター（学生ボランティア）も人数が確保し、当日の運営も滞りなく行うことができました。当日は、地域のシニアと学生サポーターが協力して地域の子どもたちに様々なあそびを教えており、地域における多世代交流の促進につなげることができました。	8月18日（日）「夏休み子どもあそびランド2024」を開催、2日間の予定を台風接近で急遽1日に変更したにも関わらず昨年を上回る約3,800人が来場しました。 大型冷風機の設置やこまめな声掛け・見守りで熱中症対策を行いました。会場から青年団体の企業委員も来場したことや、新設の冷風機の設置やこまめな声掛け・見守りで熱中症対策も万全でした。市民館事業で誕生した中高生のグループが企画のほかに館内装飾やイベントを大いに盛り上げてくれました。またサポーター（学生ボランティア）も市内外から多くの申し込みがあり、滞りなく運営を行うことができました。当日は、地域のシニアと学生サポーターが協力して地域の子どもたちに様々なあそびを教えており、地域における多世代交流の促進に欠かせないことができました。	8月16日（土）、17日（日）「夏休み子どもあそびランド2025」を開催し、昨年を上回る約5,700人が来場しました。 真夏の暑さ対策として「朝活（朝に勝つ）」をテーマに開始時間と終了時間を早め、オーブメントから始める内容とし、例年同様、大型冷風機の設置やこまめな声掛け・見守りで熱中症対策も万全でした。市民館事業で誕生した中高生のグループが企画のほかに館内装飾やイベントを大いに盛り上げてくれました。またサポーター（学生ボランティア）も市内外から多くの申し込みがあり、滞りなく運営を行うことができました。当日は、地域のシニアと学生サポーターが協力して地域の子どもたちに様々なあそびを教えており、地域における多世代交流の促進に欠かせないことができました。	3年続けて大幅に来場者数を更新する事ができたのは、一つには、20年以上にわたって続いたこの事業が宮前区民に根付いた夏の一大イベントとして周知されてきたこと、もう一つは、内容がマンネリ化することのないように子どもと同じ目線に立てる中高生世代を新たに運営側に加え、ブラッシュアップしたこと、また、あそびランドに遊びに来た思い出のある子が学生ボランティアとして参加してくれたケースもあることから「つながりをつくる」役目のある市民館の大切な事業の一つとして成果を上げています。	「あそび」というキーワードを通して、小さな頃から地域に住む多世代の人と交流する場があることで、見守られている安心感や、地元への愛着が育ちます。 今後も、子どもたちの健やかな成長過程に必要なようなイベントに育っていくよう、企画内容や広報手段等を企画運営委員とともに検討し、関係部署とも連携しながら実施していきます。	C	宮前区役所	生涯学習支援課
				56			たまたま子育てまつり	■目的・目標：多摩区で子育て中の保護者が孤立せず、地域全体で子育てを支えていく環境づくりと生涯学習の推進を目的・目標としています。 ■事業概要：子育て情報の発信や子育て中の親と関係団体との交流を目的・目標にした「たまたま子育てまつり」を開催し、地域で連携して親の子育てを支援します。	多摩区総合庁舎で9月17日（日）に開催しました。新型コロナウイルス以来、初めて自由に来場できる方法で開催しました。当日は天気にもめげず、33団体が参加し、約4,000人が来場しました。また、市内の大学や学生など前日、当日と約90人がボランティアとして様々なお手伝いをしてくれました。市民と行政機関で構成された実行委員会を14回、参加団体説明会を2回開催しました。子育てに必要な情報、学びの機会を提供し、来場した親子と参加している子育て支援団体とが交流し、双方にとって有意義なおまつりとなりました。	多摩区総合庁舎で9月15日（日）に開催しました。初めて「ハワージュ・たま」と同日開催することで、アトリウムで物販が行われ、ハンパなどの軽食も販売されたほか、館内練り歩き演奏などの実施により、おまつりが活気づけられました。当日は天気にも恵まれ、真夏日という暑さはおもったものの、約4,500人が来場しました。子どもたちは風船やスタンプラリーの景品を持って市民館の2階から3階まで巡り、満足気に親子で帰っていく姿が見られ、子どもたちと子育て中の保護者の皆様に楽しんで頂くことができました。	多摩区総合庁舎で9月14日（日）に開催しました。令和7年度は試験的な試みとして、青少年科と連携した室内プラネタリウムを実施しました。また、例年のように、工作体験や音楽演奏など各参加団体の創意工夫した催しにより、おまつりが活気づけられました。当日は天気にも恵まれ、約5,000人が来場しました。子どもたちと子育て中の保護者の皆様に楽しんで頂くとともに、地域の子どもたちと子育て中の保護者の皆様に楽しんで頂くことができました。	3年間を通じて、毎年来場者数も増えており、親子と地域の子育て支援団体の交流の場づくりの創出という目標は達成できたと考えています。また、令和6年度と令和7年度は、青少年支援室とも連携して、子どもの権利条例についての広報プースも設置し、多くの市民に子どもの権利や条例について知ってもらうことができました。	令和8年4月1日から、事務局が多摩市民館の指定管理者へ移行する中においても、これまでと同規模かつ同水準のイベントを継続的に実施していくため、事業の目的や成果が適切に引き継がれるよう、計画段階からの関与や実施状況の確認など、管理・監督を継続して行っていくことが課題です。	C	多摩区役所	生涯学習支援担当
				57			あさお子育てフェスタ	■目的・目標：多様な主体が集い、交流する機会を設け、区民に、支援の情報収集や、親同士・世代間の交流の機会、親子で楽しむ催しなど、地域で子育てを応援することを目的・目標としています。 ■事業概要：子育て世代が子育てにおける不安や悩みを抱え孤立することのないように、行政と地域の子育て支援団体等が協働して「子育てフェスタ」を開催し、必要な子育て情報を提供し、地域の団体とのつながり・子育て世代間との交流の機会をつくり、日ごろのストレスや悩みの解消につなげます。	「子育てするなら麻生区で～安心・楽しい・助かる～」をテーマに、市民館において、世界の遊びやダンス、おもしろ作り、読み聞かせなど幅広い内容の催しを行うとともに、市制100周年・緑化フェア担当と連携し、「いんぐり・ふすまデハルマルシェ」へのプース出展において子育て情報を発信しました。（参加者数：約2,000人）	「子育てするなら麻生区で～安心・楽しい・助かる～」をテーマに、市民館において、音楽に合わせた親子体操、おもしろ作り、読み聞かせなど幅広い内容の催しを行うとともに、チラシ・冊子による子育て情報を発信しました。（参加者数：約1,000人）	「子育てするなら麻生区で～安心・楽しい・助かる～」をテーマに、市民館及び区役所前広場において、音楽に合わせた親子体操、おもしろ作り、読み聞かせなど幅広い内容の催しを行うとともに、チラシ・冊子による子育て情報を発信しました。（参加者数：約1,200人）	多様なイベントを通じ、行政と地域子育て支援団体等とのつながりづくり、子育て世代を中心とした交流の機会を提供することができました。	今後も、子育て世代にとって交流の機会となり、必要な子育て情報を届けることができるよう、効果的な事業内容や実施方法について継続的に検討していきます。	C	麻生区役所	地域ケア推進課
				58			P T A 活動研修	■目的・目標：子どもの健やかな成長を支えるP T A活動のあり方等についての学習機会を提供することにより、各学区や行政区の特色を生かしたP T A活動の活性化を図る。 ■事業概要：P T A活動を促進するために各種研修事業を実施します。研修の実施に際しては、地域の教育力の向上や子どもの人権に関する学習などにも留意しながら取り組みを進めます。	P T A活動における各委員会の役割を考え、他校との情報交換を行う研修会を各区で開催し、延べ1,121名が参加しました。	P T A活動における各委員会の役割を考え、他校との情報交換を行う研修会を各区で開催し、延べ973名が参加しました。	P T A活動における各委員会の役割を考え、他校との情報交換を行う研修会を各区で開催し、延べ973名が参加しました。	P T A活動への理解を深めるとともに、各学校でのP T A活動を支援することができ、取組や知識が引き継がれていくため、継続的な支援や情報提供を行い、安定的な活動につなげていく必要があります。	P T A役員は単年度で交代していくことが多く、取組や知識が引き継がれていくため、継続的な支援や情報提供を行い、安定的な活動につなげていく必要があります。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課